

令和7年度の軽自動車税(種別割)について

原動機付自転車及び二輪車等

特定小型原動機付自転車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車の税率一覧

車 種		税率(年税額)
特定小型原動機付自転車	原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、以下の要件全てに該当するもの。 1. 原動機の定格出力が0.6kw以下であること 2. 長さ1.9m以下で、幅0.6m以下であること 3. 最高速度が20km/h以下であること(スピードリミッター付)	2,000円
原動機付自転車	総排気量が50cc以下、定格出力が0.6kw以下(ミニカーを除く)	2,000円
	二輪のもので総排気量が50ccを超え90cc以下、定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下	2,000円
	二輪のもので総排気量が50ccを超え125cc以下、最高出力が4.0kw以下	2,000円
	二輪のもので総排気量が90ccを超え125cc以下、定格出力が0.8kwを超え1kw以下	2,400円
	ミニカー(三輪以上のもの(一定のものを除く)で総排気量が20ccを超え50cc以下、定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下)	3,700円
小型特殊自動車	農耕用(乗用トラクタ、コンバイン等)	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円
軽二輪車	125cc超250cc以下(側車付のものを含む)	3,600円
二輪小型自動車	250cc超	6,000円
雪上車		3,600円
被けん引車		3,600円

四輪以上及び三輪の軽自動車

初めて車両番号の指定を受けた月【初度検査年月】が「平成27年3月以前」と「平成27年4月以降」の車両について、税率が異なります。また、グリーン化を進める観点から、一定の環境性能を有する軽四輪等がその排出ガス性能及び燃費性能に応じて軽課される制度と、一定の年数を経過した軽四輪等が重課される制度があります。

◎初度検査年月は、車検証(自動車検査証)に記載されています。

ここを確認してください。

番号〇〇〇〇〇

自動車検査証

車 両 番 号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別
山形 580 あ 〇〇〇〇	令和 〇〇年〇月〇日	令和 〇〇年 〇月	軽自動車
車 台 番 号	乗車定員	最大積載量	車 両 重 量
ABC-123456	4人	— kg	〇〇〇 kg
車 名	型 式	原動機の型式	燃料の種類総排気量又は定格出力
〇 〇 〇 〇	9876-ABC	EV	ガソリン 0.65 L

四輪以上及び三輪の軽自動車の税率一覧

車種			税 率 (年 税 額)					
			初度検査年 月が平成27 年3月まで の車両	初度検査年 月が平成27 年4月以降の 車両	軽課税率			重課税率
					概ね75%軽 減	概ね50%軽 減	概ね25%軽 減	初度検査年 月から13年 経過した車両
四輪以上 (総排気量 が 660cc以下)	乗用	自家用	7,200円	10,800円	2,700円	なし	なし	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	1,300円	なし	なし	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	1,000円	なし	なし	4,500円
三輪(総排気量が660cc以下)			3,100円	3,900円	1,000円	2,000円 ※営業用のみ	3,000円 ※営業用のみ	4,600円

□軽課税率

初度検査年月が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの軽四輪等で、以下の基準を満たす車両についてはグリーン化特例(軽課)が適用され、令和7年度分に限り軽自動車税(種別割)が軽減されます。

対 象 軽 自 動 車			軽課区分
排 出 ガ ス 基 準	車両の種別	燃 費 基 準	
平成17年排出ガス保安基準から 75%軽減	営業用乗用車に 限る	令和2年度燃費基準達成 ＋ 令和12年度基準90%以上達成車	概ね50%軽減
平成30年排出ガス保安基準から 50%軽減		令和2年度燃費基準達成 ＋ 令和12年度基準70%以上達成車	概ね25%軽減
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(ポスト新長期規制から窒素酸化物(NOx)10%低減) または平成30年排ガス規制適合		概ね75%軽減	

- (注1) ポスト新長期規制とは、ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制のことです。
 (注2) 「★★★★」は、平成17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い軽自動車に限りです。
 (注3) 軽課区分について、上記の排出ガス基準及び燃費基準を満たしていない軽自動車は軽課対象となりません。
 車検証及び車両後部に貼付されているステッカーを確認してください。

□重課税率

初度検査年月から起算して13年を経過した車両については、新税率の概ね20%重課の税率となります。
 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引自動車を除きます。)

令和7年度に重課となるのは、初度検査年月が平成24年3月以前の軽四輪等です。

<重課税率・軽課税率の例>

(例1) 平成24年3月1日に新規登録した乗用・自家用の車両

令和6年度課税額 ……7,200円(旧税率)
 令和7年度課税額 ……12,900円(重課税率)

(例2) 令和6年5月1日に新規登録した乗用・営業用の車両 【軽課区分が50%軽減に該当するもの】

令和7年度課税額 ……3,500円(軽課税率)
 令和8年度課税額 ……6,900円(標準税率)